

店舗の外観デザインは
著作物なのか？

模擬裁判

～建築外観デザイン事件～



日時:平成30年11月3日(土)

14時30分開演

場所:2号館7階272講堂

主催:知的財産法藤田ゼミナール第4期生

目次

1、目次	P. 1
2、あらすじ	P. 2
3、キャスト・スタッフ紹介	P. 3
4、会場の説明	P. 5
5、事案の概要	P. 6
6、訴状	P. 11
7、証拠一覧	P. 16
8、用語集	P. 21
9、関連裁判例	P. 25
10、編集後記	P. 37

建築外観は 著作物なのか？

あらすじ

建築デザイナーとして活躍する神宮寺紫苑は、澤本幸二によるファッションブランド、「Kohji Sawamoto Paris」の表参道店の外観デザインを依頼された。

店舗は完成し無事にプレスリリースされたが、大手建設会社の（株）岩丸建設が自分たちの建築デザインだと主張して「TSA 東京空間デザイン賞2017」に応募し、見事、大賞受賞！

さらに、何者かによる"パクリ疑惑"のツイートを岩丸建設が公式アカウントでリツイートして大炎上。

これを受け、神宮寺は著作権侵害だとして岩丸建設を訴えた。

店舗外観デザインの著作権をめぐる
戦いの火蓋が切られる…！

キャスト・スタッフ紹介

原告サイド

キャストコメント：
原告側証人をやらせて
いただきます田守です。
演技などしたことがないので
不安ですが、皆様に少しでも
面白いと思っていただけるように、
知的財産権について興味を持って
いただけるように頑張ります。
よろしくお願いいたします。



原告側証人

Otosaka Fumiko
音坂

二三子

(田守 佐奈江)

キャストコメント：
神宮寺紫苑役 中村健人です！
今回はこんな大役に抜擢されて
とても緊張しています！
学芸会では道端の木役が
せいぜいの自分ですが、
勝訴出来るように頑張ります！
神宮寺さんの応援
よろしくお願いします！



原告

Jinguuji Shionn

神宮寺

紫苑

(中村 健人)

原告訴訟代理人弁護士 (原告団)

小林 智子 (主任)

伊藤 成美

上原 純霞

織茂 輝羅々

福井 沙季

山中 桃子

裁判所

裁判長：小林 陸

裁判官：阿部 寛治
稲葉 敦紀

キャストコメント：
 被告岩丸建設(株)の代表伊達健二を
 演じさせていただきます。
 元々、演技経験は全くなく
 人前で話すことも得意ではないので
 不安からのスタートでした。
 原告神宮寺さんの方が感情移入しやすい
 かもしれませんが、訴えられる側の人間が
 どのような心情を抱いて何を考えているか
 伝えられるよう頑張ります。
 模擬裁判を通じて著作権法の面白さを
 知っていただけたら嬉しいです。

被告サイド

キャストコメント：
 被告証人であるデザイナー
 澤本幸二を演じます伊藤祐哉です。
 高校の文化祭での脇役以来の演技で
 至らない点もあると思いますが
 自分なりに澤本になりきって精一杯演じます。
 かなり緊張していますが皆様に
 楽しんでいただけるよう努めます。
 よろしくお祈りします。

被告



被告側証人



(株)岩丸建設

Iwamaru Kensetsu
Date Kenji

伊達 建治

(小菅 国丸)

Sawamoto Kohji

澤本 幸二

(伊藤 祐哉)

被告訴訟代理人弁護士 (被告団)

後藤 雅弘 (主任)

岩下 龍太郎

楠 晴海

澤渡 光

田邊 ちひろ

司会：木村 佳歩
細川 美芳

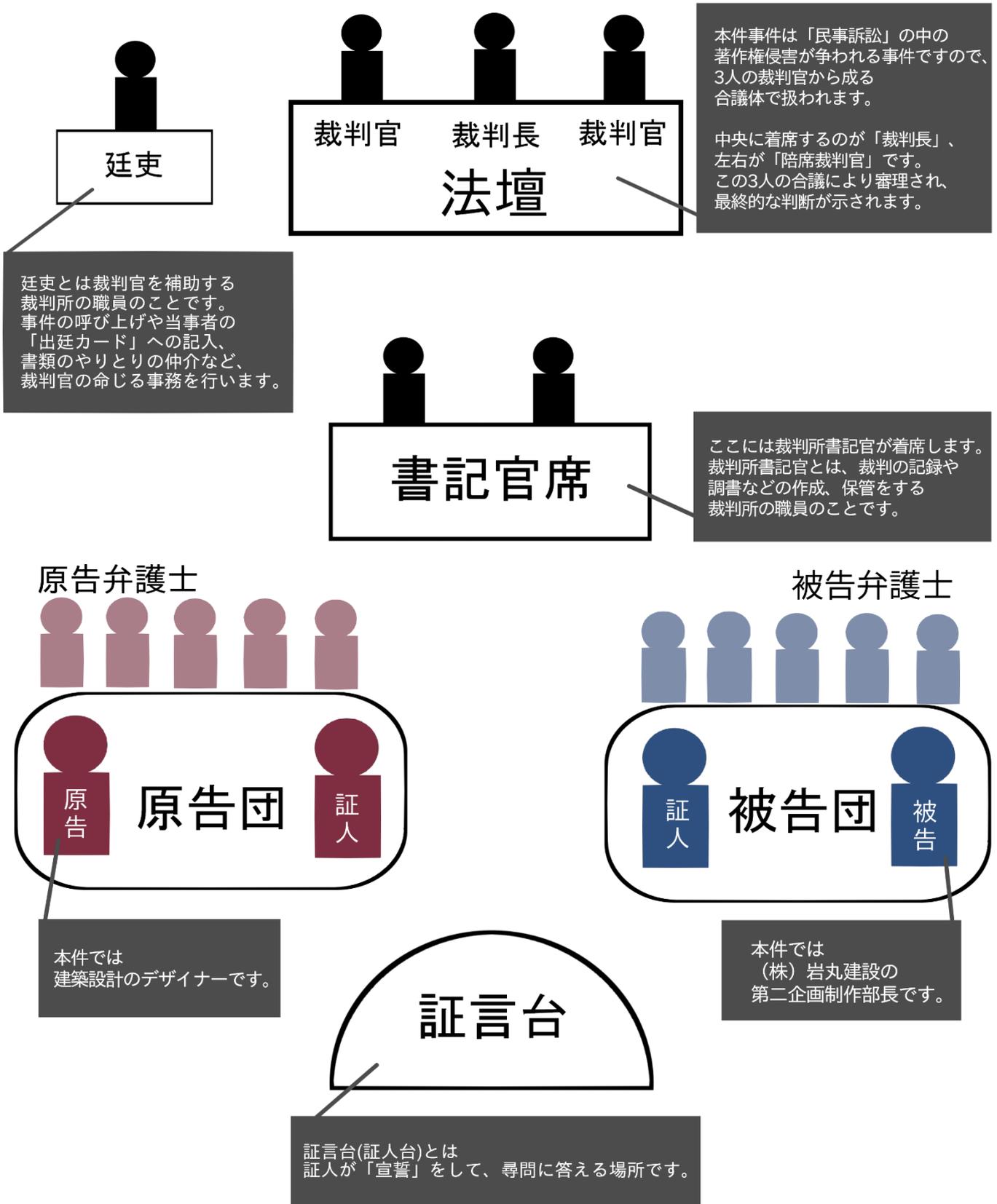
PP担当：鈴木 理緒
土屋 愛実

事務官：澤田 有里

監修：藤田 晶子准教授

会場の説明

※当法廷は、実際の裁判所の法廷を出来るだけ忠実に再現しております。



事案の概要

本件事件には大きな争点が3つ存在します。その3つの争点の原告被告それぞれの主張のうち、どちらの主張が裁判所によって認められるかが当法廷で判示されます。

争点

- ① 原告は本件店舗の「共同著作者」か
- ② 原告は本件店舗の「原著作物」の「著作者」か
- ③ リツイート行為は著作権侵害にあたるのか

〈主要登場人物〉

原告 じんぐうじ しおん
神宮寺 紫苑



訴えを提起した人物。神宮寺建設デザイン事務所を立ち上げ、活躍しているデザイナー。今日に至るまで、様々斬新な建築デザインを生み出してきた。本件店舗の外観をデザインした「共同著作者」であると主張している。

原告側証人 おとさか
音坂

ふみこ
二三子



建築評論家および建築デザイン関係のジャーナリスト。建築関係の本を多数出版してきた。平成22年（2010年）から「JCD Design Award」の常任審査員を務めている。原告が関わった「基本設計」について、ジャーナリストの立場から証言するつもりである。神宮寺とは顔見知りの様だが…？

被告 いわまるけんせつ だいに きかくせいさくぶちょう だて けんじ
(株)岩丸建設 第二企画制作部長 伊達 建治



訴えられた(株)岩丸建設は大手建設会社でスーパーゼネコンの1社。伊達建治は被告会社の第二企画制作部長で本件店舗の建築施工の責任者。神宮寺は「共同著作者」ではないと主張している。また、会社の公式アカウントから本件店舗建設に関し、ツイッター上で原告の関与を否定している。

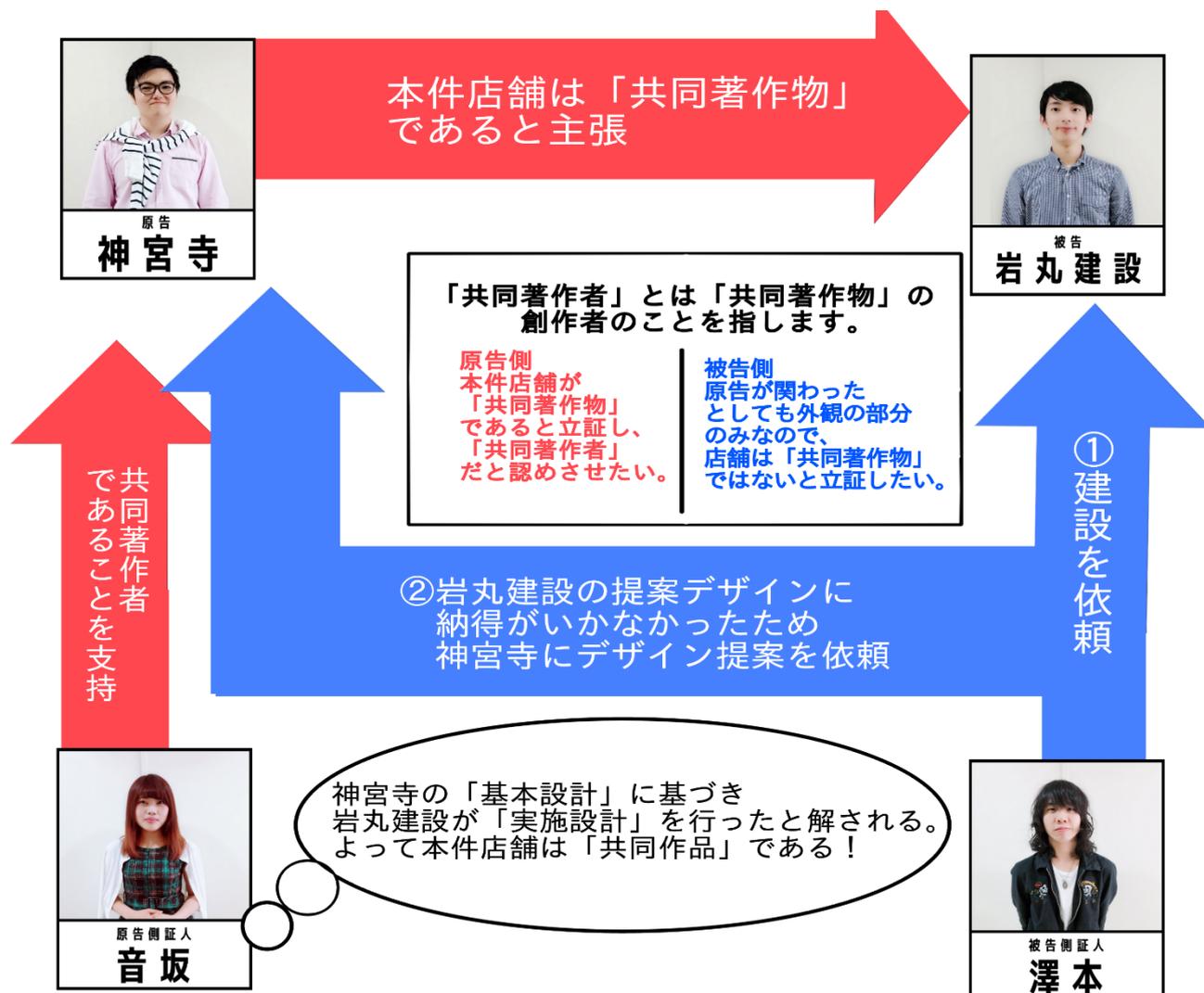
被告側証人 さわもと こうじ
澤本 幸二



ファッションブランド「Kohji Sawamoto Paris」の代表取締役社長。ファッション業界では世界的に有名デザイナーで、数々の衣装を手掛けてきた。岩丸建設に本件建物についての業務委託依頼をしていた一方で、神宮寺に店舗デザインの監修を依頼した。

争点①

原告は本件店舗の「共同著作者」か



point!

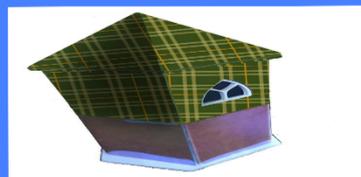
- ・ 神宮寺は澤本の依頼を受け、『毘沙門亀甲柄』を基調とした店舗外観模型を作成。岩丸建設のデザイン提案は当初『タータンチェック柄』であった。
- ・ プレゼンテーションの席で神宮寺は「神宮寺デザイン事務所と岩丸建設との『共同設計』」を持ちかける。しかしその場であえなく断られる。
- ・ 神宮寺の主張によれば、伊達は、神宮寺作成の模型の写真を撮ったり、打ち合わせ終了後設計図面やデザイン資料を持ち帰っていたとされている。

実際に建設された店舗は『毘沙門亀甲柄』であり、神宮寺提案の設計図面・デザイン資料と同じデザインであった。

神宮寺作成の模型（本件模型）

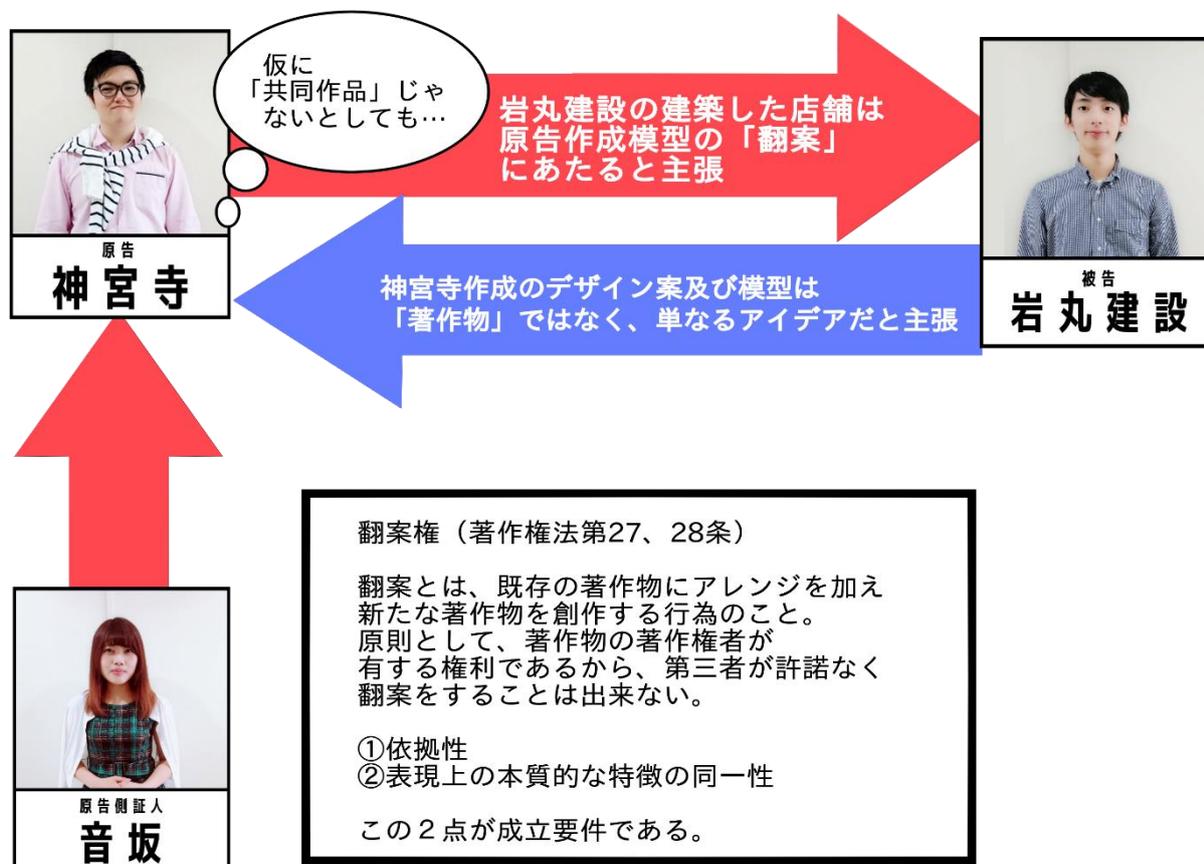


岩丸建設が当初提案した建築デザイン模型



争点②

原告は本件店舗の「原著作物」の「著作者」か



そもそも前提として、
神宮寺作成のデザインは「著作物」ではない！

**だから我々が行ったことは
侵害行為に当たらない。**



共同作業をしたこと、共同作品であることを否定するなら、岩丸建設がしたことは神宮寺のデザインの無断アレンジ、盗用

つまりは「翻案」にあたる！

争点③

リツイート行為は著作権侵害にあたるのか



②岩丸建設公式Twitterアカウントが上記①の第三者のツイートをリツイート

「リツイート」とは、他のユーザーのツイートを引用形式で自分のアカウントから発信できる機能

①訴外の第三者が、

- ・神宮寺が自身事務所のホームページ内に掲載していた本件模型の写真をアカウントのホームカバーとして無断転載
- ・「最近話題のショップにカバー変更。これって、『Koji Sawamoto』表参道店にそっくりじゃね？神宮寺だってよ？たしか、この前、岩丸デザインで受賞記事出てたよな？ヤヴァイ、盗作？ #盗作」という内容のツイートを投稿

「建築デザイナーの神宮寺 紫苑氏がホームページ上で『Kohji Sawamoto』表参道店の店舗外観デザインと思われる模型について自らがデザイナーとして紹介していますが、同店のデザイン設計はすべて岩丸建設が行ったものです。神宮寺氏の模型作品は何の関係もありません。」

と、自身のアカウントからツイートを投稿



神宮寺の主張

- ・ 拡散力の強い岩丸建設のアカウントが行ったリツイートにより、
 - I 神宮寺がホームページに掲載していた「写真の著作物」を無断転載した第三者の悪意ある投稿が多くのユーザーに拡散
 - II 岩丸建設は神宮寺の模型写真の著作物の著作権を、またデザイナーとしての氏名表示権を侵害している

→ 公衆送信権侵害
氏名表示権（著作者人格権）侵害

各サイドの狙い

原告団の狙い（神宮寺サイド）

狙いは2点。

① 店舗外観について

神宮寺は自身制作のデザイン及び模型は「著作物」とであると主張した上で、本件店舗は岩丸建設との「共同作品」ないしは、神宮寺のデザインの「翻案」であると立証したい。

そのために、プレゼンテーションの席での岩丸建設の発言や、設計デザインと本件店舗の本質的特徴の同一性を示し、被告団を挫きたい。

② リツイートについて

岩丸建設が行ったリツイート及び神宮寺の設計関与を否定する旨のツイートがもたらした影響は多大なものである。また被告側は直後のツイートで原告の関与を否定したが、原告側は関与の証拠を明確にし、模型写真の著作物の公衆送信権侵害、氏名表示権侵害を認めさせたい。

被告団の狙い（岩丸建設&Kohji Sawamoto サイド）

狙いは2点。

① 原告側に著作権を発生させないことが第一の狙いである。

原告が提案したのはあくまで店舗のコンセプトのみで、建設段階のピッチ数等の細かい設計図面の作成には関与していないことを主張し、原告のデザイン提案があくまでありふれたアイデアに過ぎないことを認めさせたい。

② リツイートに関して、炎上防止のための正統な対応であったと主張したい。

また、ツイッターの普通の機能である「リツイート」によって著作権侵害は成立しないことを認めさせたい。

原告側証人の関係がどうも怪しい！？

証言の信用性を砕くカギとなりそうだが…？

訴 状

平成30年6月30日

日本大学法学部 神田三崎町地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 加藤 望 印
同 高野麻衣 印
同 松本百合 印

当事者の表示

〒107-0062 東京都千代田区麴町三丁目2番1号
原 告 神宮寺 紫苑
〒106-0047 東京都港区南麻布三丁目26番6号
加藤法律事務所（送達場所）
電 話 03（123）4567
F A X 03（123）8910
上記原告訴訟代理人弁護士 加藤 望
〒104-8300 東京都中央区京橋三丁目15番1号
被 告 株式会社岩丸建設
上記代表者代表取締役 岩丸 和光

著作権侵害差止等請求事件
訴訟物の価額
貼用印紙額

請求の趣旨

- 1 原告が別紙物件目録記載の建物について、著作者人格権（氏名表示権）を有することを確認する。
 - 2 被告は、別紙通知目録（1）記載1の通知先に同目録記載2の内容を通知せよ。
 - 3 被告は、（住所は省略）所在の日本経済新聞社発行の「日本経済新聞」全国版朝刊に、別紙謝罪広告目録（1）記載1の謝罪広告文を同目録記載2の掲載条件により1回掲載せよ。
 - 4 被告は、別紙写真の著作物目録記載の著作物を、インターネット上の別紙ウェブサイト目録記載のサイトに表示してはならない。
 - 5 被告は、前項のウェブサイトから、別紙写真の著作物目録記載の著作物を削除せよ。
 - 6 被告（株）岩丸建設は、原告に対し、金200万円及び訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
 - 7 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに上記4項乃至6項についての仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

1 原告

- (1) 原告は、一級建築士の資格を持ち、自己の神宮寺建設デザイン事務所において商業スペース、オフィス建築物の設計・デザイン等を業とする建築デザイナーである。
- (2) 原告の建築デザインの受賞歴は、(社) インターナショナル商環境デザイン協会の商環境デザイン奨励賞受賞（平成20年（2008年））、「JCD Design Award」に入選（平成22年（2010年））、公益社団法人日本建築家協会優秀建築選入選（平成24年（2012年））、JIA 日本建築大賞（平成28年（2016年））などを多数あり、作品歴も数多い新進気鋭のデザイナーである(甲第14号証「陳述書」)。

2 被告・株式会社岩丸建設

被告は、1937年に設立された、建築工事及び土木工事に関する請負、設計及び監理等を目的とする株式会社である（乙第1号証「会社概要」）。

第2 本件建物に関する著作権侵害

1 原告の本件建物に対する創作的関与

原告は、平成27年6月頃、ファッション・ブランド「Kohji Sawamoto Paris」の代表・訴外澤本幸二（以下「訴外澤本」という。）から当該ブランドの表参道店である

本件建物の外観デザインの依頼を受けた（甲第2号証「連絡書」）。

原告は、上記依頼を承諾し、本件建物の外観デザインの設計図面・デザイン資料を作成し（甲第5号証「原告設計図面」、甲第6号証「原告デザイン画」）、建物模型を作成して（甲第7号証「原告模型」）、平成27年9月14日、訴外澤本及び被告に対し、本件建物の設計・デザインを具体的に説明した。

2 被告の著作権侵害行為

被告は、上記の原告の設計・デザインに基づいて、本件建物を建築施工し、本件建物は平成29年1月に完成した。本件建物の外観デザインは、原告が設計・デザインして具体的に被告に説明するまでは、被告の着想になかったものである。本件建物は、立体の「毘沙門亀甲柄」の格子で色は白色、夜間のライトアップされた状態の光の拡散、乱反射、光のマジックなども含めて、原告の設計図面・デザイン画の提案と同じデザインである。

したがって、被告は原告の設計、デザイン・コンセプトにそのまま基づいて、本件建物を建築施工したものであり、本件建物は、原告と被告との「共同著作物」、すなわち、原告は本件建物の「共同著作者」である。

ところが、被告は、平成29年1月、本件建物を一般社団法人東京空間デザイン協会の「TSA 東京空間デザイン賞2017」に自社の「単独作品」として応募し、同協会は、平成29年12月18日、本件店舗を「C部門 商業・サービス空間部門」の大賞作品に選定、公表した（甲第8号証「一般社団法人東京空間デザイン協会ホームページ」）。

また、被告は、いち早くこの受賞を自社のホームページでプレスリリースし、被告の「単独作品」として現在もなお、詳細な紹介ページを掲載している（甲第9号証「被告会社ホームページ」）。

以上のような被告の行為は、本件建物の共同著作者としての原告の著作者人格権、すなわち氏名表示権（著作権法第19条第1項）を侵害するものである。

第3 「翻案」による二次的著作物の原著作者の権利侵害

また、仮に、本件建物が上記第2で述べた「共同著作物」にあたらなくても、原告が創作した原告資料、設計図面、模型は、建築の著作物を具体化する著作物であるから、被告の建築した本件建物は、原告の著作物に依拠してその本質的特徴をそのまま維持し翻案した「二次的著作物」であって、著作権法第28条を通した原著作者の著作者の権利である氏名表示権を侵害するものである（同法第28条、第19条第1項）

第4 リツイート行為による公衆送信権侵害

さらに、本件では、原告が平成29年2月頃、別紙写真の著作物目録記載の本件建物の模型写真を、原告事務所のホームページで写真を掲載して紹介していたところ（甲第10号証「原告事務所ホームページ写真」、ネット上の氏名不詳者が、SNSの「ツイッター」のカバー写真に無断転載し、著作者である原告の氏名表示を切除した態様でタイムラインに下記のコメントをツイートした。

記

「@ショップマニア：最近話題のショップにカバー変更。これって、「Kohji Sawamoto Paris」表参道店にそっくりじゃね？神宮寺だってよ？たしか、この前、岩丸デザインで受賞記事出てたよな？ヤヴァイ、盗作？#盗作」（甲第11号証「ツイッター画面」）

これについて、被告は、その公式アカウントで「リツイート」し、その投稿には下記のとおりである。

記

「建築デザイナーの神宮寺 紫苑氏がホームページ上で「Kohji Sawamoto Paris」表参道店の店舗の外観デザインと称する模型について、自らがデザイナーとして紹介していますが、同店のデザイン設計はすべて岩丸建設が行ったものです。神宮寺氏の模型作品は何の関係もありません。」（甲第12号証「被告リツイート画面」）。

この被告の「リツイート」行為によって、原告の本件写真は、ネット上に大量に拡散された。

以上の被告の行為は、本件写真の著作物を無断でネット上にばらまく著作権侵害（公衆送信権・著作権法第23条1項）、著作者人格権侵害（氏名表示権・同法第19条1項）の行為である。

第5 結語

以上のとおりであるので、原告は、本件建物について、主位的に共同著作物の著作者の権利の有し、もしくは予備的に原著作物の著作者の権利を有し、原告は、被告に対し、別紙通知目録記載の氏名表示の訂正、謝罪広告を求める権利（著作権法第115条）を有すること明らかである。また、本件写真の著作物について、別紙「ウェブサイト目録」記載のホームページへの掲載の停止、削除を求める権利を有することも明らかである（同法第112条第1項、同第2項）。

よって、①本件建物についての著作者人格権（氏名表示権）有することの確認、②著作権法115条に基づき、別紙「通知目録」記載の氏名表示の訂正、③別紙「謝罪広告目録」記載の謝罪広告の掲載、④著作権法112条第1項に基づき、本件写真の著作物の別紙「ウェブサイト目録」記載のサイトへの掲載の停止、⑤同条第2項に基づき、同写真の削除、並びに⑥金200万円及び訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年5パーセントの割合による金員の支払を求める。

以上

証 拠 方 法

甲第1号証	原告プロフィール
甲第2号証	連絡書（FAX送信書）
甲第3号証	被告設計図面
甲第4号証	被告デザイン画
甲第5号証	原告設計図面
甲第6号証	原告デザイン画
甲第7号証	原告模型
甲第8号証	一般社団法人東京空間デザイン協会ホームページ
甲第9号証	被告ホームページ
甲第10号証	原告ホームページ
甲第11号証	ツイッター画面
甲第12号証	被告リツイート画面
甲第13号証	お礼状（FAX送信書）
甲第14号証	陳述書

附 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲各号証及び写し	各2通
3	資格証明書	1通
4	訴訟委任状	1通

以上

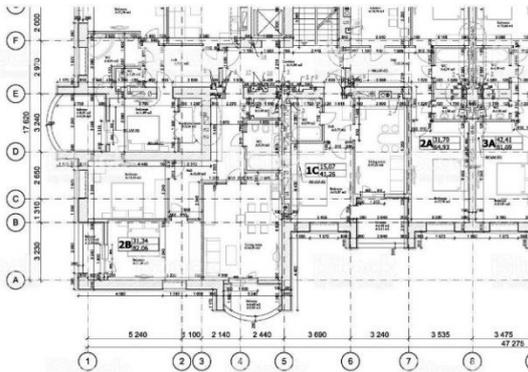
「請求の趣旨」記載の別紙目録（省略）

証拠一覧

民事訴訟では、当事者間で争いのある事実について、その事実を認定するための証拠を裁判所に提出することが必要です。

原告側の提出書証を「甲号証」、被告側の提出書証を「乙号証」と呼びます。

原告側の提出書証「甲号証」



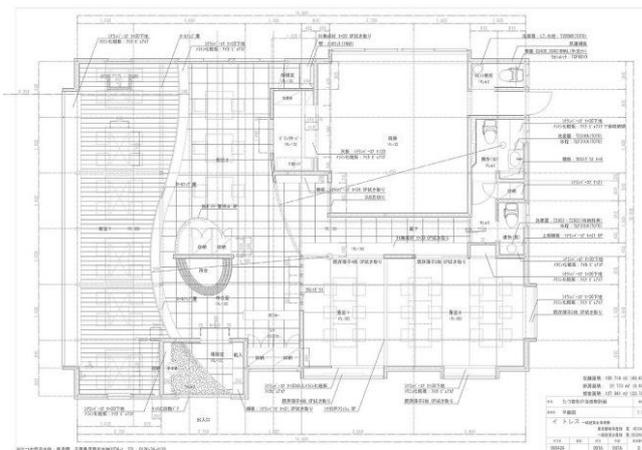
〈甲第3号証 「被告設計図面」〉



〈甲第4号証 「被告デザイン画」〉

Point!

被告が作成した設計図面とデザイン画ですが、原告側は自分の主張を有利に進めるために、甲号証として提出しています。



〈甲第5号証 「原告設計図面」〉



〈甲第6号証 「原告デザイン画」〉

一般社団法人東京空間デザイン協会

2017年12月18日

TSA 東京空間デザイン賞 2017

大賞 受賞作品

「Koji Sawamoto Paris」表参道店

(株)岩丸建設・企画製作部



【受賞コメント】

Koji Sawamoto Parisの新たなイメージを表現するために、何度もデザインを試作し直して生まれました。当社会画製作部の専攻作品です。このような賞をいただいた光栄を喜び、スタッフ一同、気持ちを新たに精進して参ります。

TSA 東京空間デザイン賞 2017 とは

「空間デザイン賞」は、一般社団法人東京空間デザイン協会が主催する、世界最大規模の空間環境系デザイン賞です。1978年に創立されて、長年にわたり、空間におけるコミュニケーションデザインの創造を目指す優秀なデザインを顕彰してきました。ここから多数の著名なデザイナーが生まれています。全国各地での受賞デザイン作品の展覧会開催や賞作品を収録した「年鑑東京の空間デザイン」の発行、シンポジウムの開催など、空間デザインの普及啓蒙活動にも広く貢献しています。

株式会社 岩丸建設

お電話はこちらへ 03-5700-1100

会社概要 お知らせ お問い合わせ

建築に革命を

IWAMARU

株式会社岩丸建設

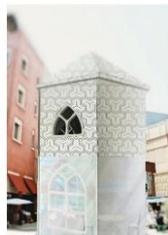
弊社デザインのご紹介

平成29年12月18日 発表

「Koji Sawamoto Paris」表参道店 大賞受賞

当社会画製作部デザイン・施工の「Koji Sawamoto Paris」表参道店が、一般社団法人東京空間デザイン協会主催のTSA東京空間デザイン賞2017大賞を受賞いたしました！！

関係各位の皆様にご感謝申し上げますとともに、Koji Sawamoto Paris様にもお慶び申し上げます。



左：〈甲第8号証 「一般社団法人東京空間デザイン協会ホームページ」〉
 右：〈甲第9号証 「[被告会社](#)ホームページ（大賞受賞作品掲載）」〉

JINGUJI SION DESIGN

2017年 2月13日

光のマジックが美しい、外観のデザインが斬新と、最近ネットや建築関係、空間デザイン雑誌などでも話題の店舗デザイン。



実はこれ、うちの設計・デザイン作品です。写真はデザインを考えていた時に制作した模型。

〈甲第10号証 「[原告事務所](#)ホームページ写真」〉



〈甲第 11 号証 「ツイッター画面」〉



〈甲第 12 号証 「被告リツイート画面」〉

〈甲第2号証 「連絡書」〉

〒103-0045 東京都渋谷区表参道3丁目1番8号

Kohji Sawamoto Paris

澤本デザイン株式会社

代表取締役 澤本 幸二

TEL:03-5844-6198 FAX:03-5844-6298

FAX

送付先: 神宮寺建設デザイン事務所 発信元: 澤本デザイン株式会社
営業部

FAX 番号: 03-8824-1355 送付枚数 1枚 本書含む

電話番号: 日付: 平成27年6月13日

用件: 新「Kohji Sawamoto Paris」表参道店に関するご依頼の件

御連絡事項:

謹啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

数年前のことになりますが、「デジャヴ代官山」オープニング・パーティで
ご挨拶させていただきました。デザイナーの澤本幸二でございます。

実は、新しく弊社のフラッグシップショップとして表参道店を開店する計画
がございまして、大変ご多忙な先生に不躰にお願いをするのは恐縮ですが、新店
舗の外観デザインのアイデアやコンセプトのご提案をお願いいたしたく、ご連
絡を差し上げました。

施工は大手の(株)岩丸建設に依頼していますが、未だ気に入った良い空間デ
ザインに巡り会えず、ここはひとつ、是非、神宮寺先生のセンスによる斬新な店
舗デザインのご提案を期待しております。

それでは、何卒よろしくご検討をお願い申し上げます。

謹白

〈甲第 13 号証 「お礼状」〉

〒103-0045 東京都渋谷区表参道 3 丁目 1 番 8 号

Kohji Sawamoto Paris

澤本デザイン株式会社

代表取締役 澤本 幸二

TEL:03-5844-6198 FAX:03-5844-6298

FAX

送付先: 神宮寺建設デザイン事務所 発信元: 澤本デザイン株式会社
営業部

FAX 番号: 03-8824-1355 送付枚数 1 枚 本書含む

電話番号: 日付: 平成 27 年 9 月 16 日

用件: Kohji Sawamoto Paris 表参道店デザイン案ご提案の御礼

御連絡事項:

謹啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、先日はご多忙の折に貴重なお時間をいただき、素晴らしい店舗デザインコンセプトのご提案をいただきまして、誠にありがとうございました。まずは厚く御礼を申し上げます。

さすがは新進気鋭の先生のご提案、そのデザインセンスに魅了されました。是非、ご提案のファサード案で進めて参りたいと思います。

岩丸建設との打ち合わせでは、もし、先生にご不快な思いをさせてしまっておりましたら、深くお詫び申し上げます。岩丸建設にも、先生に失礼のないように、また今後とも何かと先生のお力添えを賜るよう重々申し伝えておきます。

つきましては、今回の件についてのご報酬をお支払いいたしたく、ご請求書を弊社までご送付ください。

今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

用語集

著作権

知的財産権法のうちのひとつ。民法の特別法であり、著作物を創作した者の経済的利益を保護するための権利である。

著作物の利用形態ごとに、例えば複製権などといった権利として構成し、これらの権利から成る総体を著作権として定義している。このことから、著作権は権利の束と呼ばれている。

著作物(法2条1項1号)

著作権法 第二条一項一号

・著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

3要件に分け、言い換えて説明する。

① 思想又は感情

人間の考えや思いが関わっていること

② 創作的

創作者の個性が現れていること

③ 表現したもの

頭の中にあるアイデア自体を保護するのではなく、考えや思いを外部に表現したもの

以上の要件をすべて満たしたものが「著作物」である。

例えば4歳の子供が描いた絵でも、以上の要件をすべて満たしていれば、著作物と認めることが出来る。

著作者(法2条1項2号)

著作物を創作した者をいう。単に資金提供した者や、作業を手伝っただけの者は著作者とはならない。

著作者というと、小説家や画家等の創作活動をする人を思い浮かべがちだが、私たちが小説や絵を創作すれば、充分著作者として認められる。

建築の著作物

2条1項15号ロにて定義される著作物。例えばビルや一般住宅等は「思想又は感情を創作的に表現」したものとは言えず、著作物の要件を満たしていないので、建築の著作物とは認められない。建築の著作物の例として、スカイツリーや、デザイン性の高いファッションブランドの店舗等が挙げられる。つまり、独立して美術鑑賞の対象となり、著作物の要件を満たしている建築物のみが建築の著作物と認められる。

共同著作物(法2条1項12号)

著作権法 第二条一項十二号

- 二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別に利用することが出来ないものをいう。

共同著作物と認められるには、①創作的関与②分離利用不可能性③共同性の要件を具備しなくてはならない。例えば原作担当と作画担当の二人で創作した漫画は、共同著作物だと言える。

共同著作者

共同著作物を創作した複数の著作者。

例えば、A氏が記事原稿を作る際に、B氏がA氏に対し語句についての指摘やアドバイスをしたのみでは、創作的関与は認めることは出来ず、記事原稿は共同著作物とは言えないので、B氏は共同著作者ではない。

共同著作物における著作権の行使には、他の著作者全員の「同意」が必要になる。侵害行為に関しては、「同意」を得ずに差し止め請求や、自分の持分に基づいた損害賠償請求が可能になる。

翻案権(法27条、28条)

著作権法 第二十七条

- 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

著作物が他人に無断利用されないようにするための権利規定。著作者の許諾なくして翻訳や編曲等のアレンジをすることは、権利侵害となる。

翻案の要件は主観と客観で判断することが可能で、それは①依拠性②本質的な特徴の同一性の2つである。「依拠」とは「よりどころ」という意味で、つまりは「基にする」という意味だ。

小説や漫画を映画化したり、既存の楽曲をアレンジすることは翻案と言える。

二次的著作物

翻案権等によって新たに創作された著作物のこと。法2条1項11号にて「二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。」と規定される。上述の小説や漫画を基に制作された映画や、アレンジされた楽曲が二次的著作物にあたる。

公衆送信権(法 23 条 1 項)

著作権法 第二十三条一項

- 著作者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能可を含む。)を行う権利を専有する。

著作権者以外の公衆送信行為を規制する権利のこと。公衆送信行為とは「公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信(2条1項7号の2)」行為のことをいう。

つまりは、不特定多数の人間に、著作物を届けるための権利である。「著作物をテレビやラジオ等の放送に使用したり、インターネット上に公開できるようにするための権利」と言い換えれば身近に感じられるだろう。

著作者人格権(法 18 条～20 条)

著作者の名誉や、作品への思い入れ等の感情を守る権利。著作物の財産的価値を保証する権利ではなく、著作者そのものを保護するものである。原則として著作者本人のみが保有するものであり、他人への譲渡は不可能となっている。(著作権法第 59 条)

氏名表示権(法 19 条)

著作者人格権のうちの一つ。著作物の公表の際に氏名を表示するための権利のこと。無断で氏名表示を変えられないようにするための権利でもある。

写真の著作物

2条4項・10条1項8号に定義される著作物のこと。著作物と認められるのは、被写体の選択、絞り、シャッターチャンス、焼き付け等に写真を撮った者の思想感情が表現されている写真のみである。そのため、証明写真や防犯カメラ等は著作物性がないとされる。

ファサード

建築物を正面から見た外観のこと。フランス語に由来する。

デザイナーにとって、一番見せたい点は正面外観であるから、建築デザインにおいて重要な要素である。

毘沙門亀甲

模様の名前。正六角形を上にも1つ、下にも2つ配置・結合し、「人」の形にした模様のことをいう。毘沙門天の甲冑に用いられていたことからこの名が付けられた。

関連裁判例

1

ステラマッカートニー青山事件

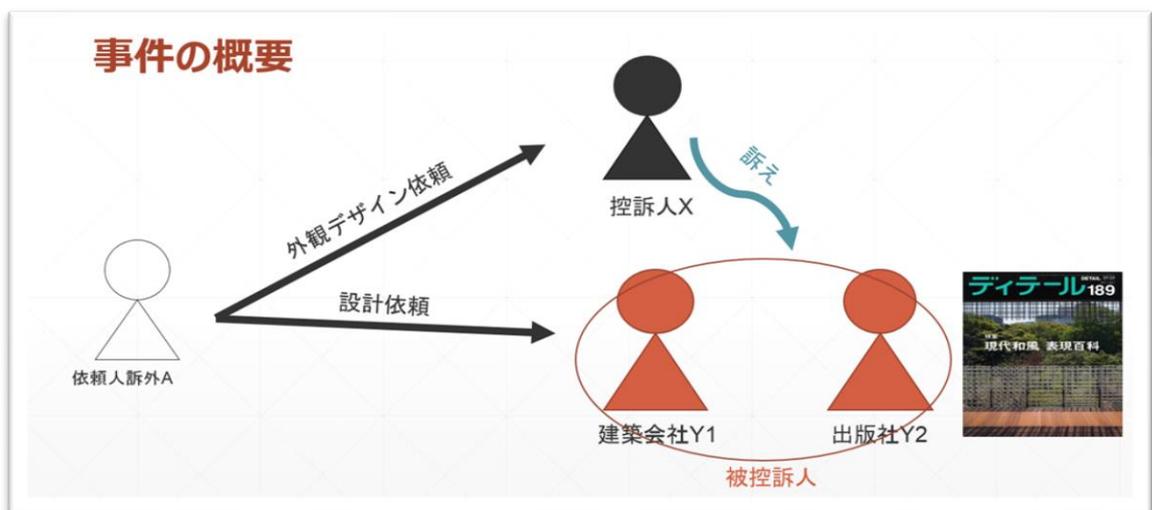
知財高裁平成 29 年 10 月 13 日判決・平成 29 年（ネ）第 10061 号
（原審）東京地裁平成 28 年 9 月 15 日判決・平成 27 年（ワ）第 23649 号

【事案の概要】

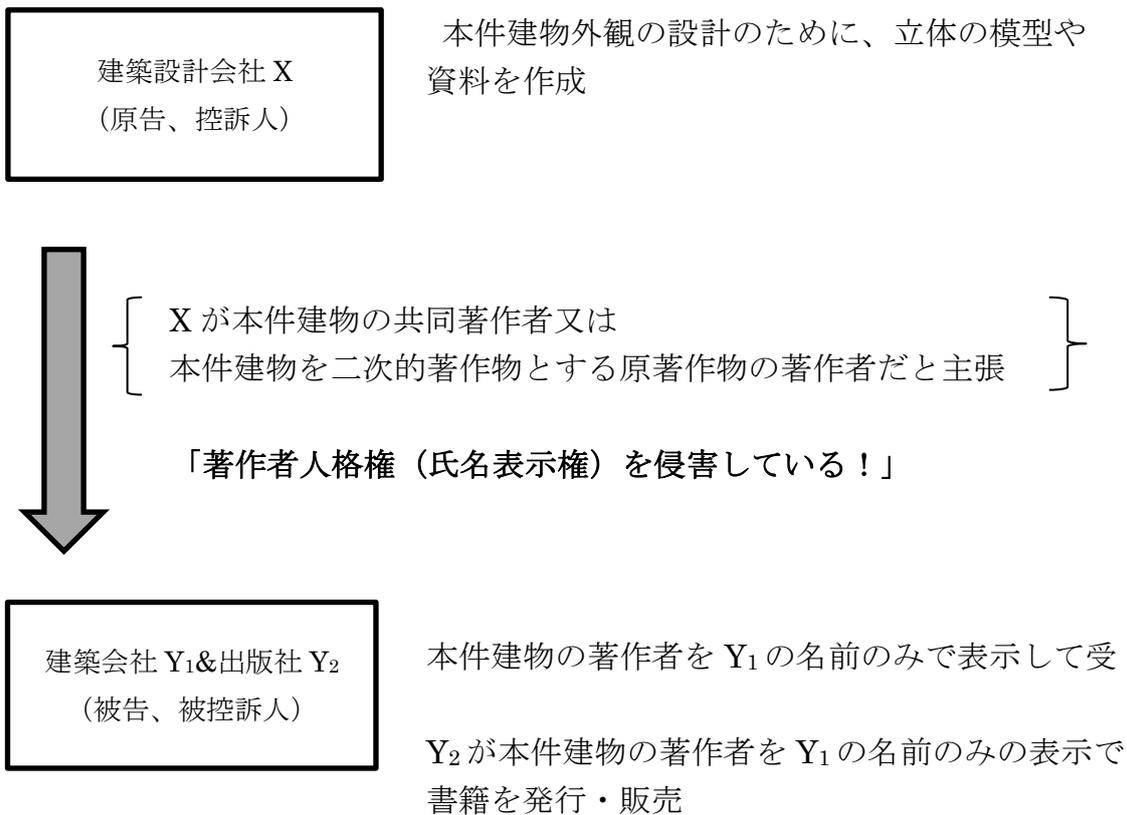
控訴人（原告）X は建築設計等を目的とする会社である。X は被控訴人（被告）Y らとともに、外部から本件建物外観の設計をしていたが、被控訴人建築会社 Y₁ は、本件建物の著作者を Y₁ のみであると表示して受賞し、被控訴人出版社 Y₂ がそのように表示された書籍を発行・販売した。

X は、自らが本件建物の共同著作者（主位的主張）又は本件建物を二次的著作物とする原著作物の著作者（予備的主張）であると主張しこれを継続していることが X の著作者人格権（氏名表示権）を侵害する行為であると主張して、Y らに対し著作権侵害による損害賠償等を求めた。

裁判所は、控訴審において、原判決が本件建物外観の設計に関し、控訴人代表者の創作的関与並びに共同創作の意思及び事実を認めず、かつ、本件建物外観を控訴人外観設計の二次的著作物とも認めなかったことは相当であり、その認定判断に誤りはないとして、本件控訴をいずれも棄却した事例である。



（図 1 事件の概要）



【著作権法上の争点】

- (1) 原告 X が共同作者か
- (2) 原告 X が本件建物（二次的著作物）の原著作物か

【裁判所の判断 ※東京地裁平成 28 年 9 月 15 日判決時点】

原告の請求を棄却

1 争点（1）原告 X が共同作者かについて

①本件建物に対する原告 X の創作的関与はあるか

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの（著作権法 2 条 1 項 1 号）」である。

裁判所は、建物の著作物性は建物の外観から判断するとした上で、原告 X による立体模型や設計資料をもとにした、外観ファサード¹に白色の同一形状の立体的な組亀甲柄を、等間隔で同じ方向に配置するという提案は、アイデアを提供したものに過ぎないと判断した。アイデアは著作物に当たらないため、原告 X の創作的関与はないとされた。

②「共同して創作した」といえるかについて

¹ 街路や広場等に面する建物の正面部分のこと。

本件建物のファサードに対して、原告 X の設計思想は日本の伝統模様を使用して、現代的なデザインに見えるが日本を暗喩できるものとするのに対して、被告の設計思想は組亀甲柄の幾何学構造に着目した編み込まれたデザインであるとし、裁判所は、原告 X と被告 Y₁ の設計思想は異なる上、立体格子の柄や向き、ピッチ、幅、隙間、方向が相違しており、原告模型には具体的な表面処理に対する記載はない等の建物の外観に関する表現上の重要な部分、本質的特長といえる部分に対して、多くの相違点があるとした。

以上を事情に照らすと、原告 X と被告 Y₁ の間には共同創作の意志や事実があったと認められないため、本件建物が共同著作物であると認められず、原告 X が本件建物の共同著作者であると認めることはできない、と判断された。

2 争点（2）原告 X が本件建物（二次的著作物）の原著作者かについて

①原著作物性について

原告設計資料及び原告模型に基づく原告代表者の提案は創作的な表現であるとはいえないから、これに著作物性を認めることはできない（更に付言すると、建物の著作物性を認めることもできない。）。と判断した。

②翻案について

原告設計資料及び原告模型と本件建物とは、その表現上の重要な部分において多くの相違点があり、本件建物から原告設計資料及び原告模型における表現上の本質的特徴を感得することはできない。

したがって、被告 Y₁ が原告設計資料及び原告模型に係る原告代表者の提案を翻案して本件建物の設計を完了したとか、本件建物が上記提案の二次的著作物に当たるとは認められない。原告が本件建物の原著作者であると認めることはできない、と判断した。

【控訴審判決 ※知財高裁平成 29 年 10 月 13 日判決】

控訴棄却

①X の設計模型・資料からなる原告設計が著作物かどうか

原告設計資料および模型から成る原告設計は、外観ファサードに白色の同一形状の二層三方向の立体的な組亀甲柄を等間隔で同一方向に配置・配列するとアイデアを提供したものに過ぎず、設計資料にピッチや密度、幅について数値の記載がなかった。

よって、設計資料に立体の模型という具体的に本件建物の設計を提案しているが、「具体的表現」といえず、X による設計資料および模型からなる原告設

計が著作物に該当しないとされた。

②原告設計がアイデアかどうか

Xは、具体的な立法形状の組亀甲柄を外観ファサードに適用したこと等 13 項目の設計デザインをしていたが、裁判所はこれをアイデアにすぎないとして認めなかった。

【結論】

原告 X のデザイン案はアイデアにすぎず、原告設計模型・資料は、本件建物の原著作物に当たると認められない。

2

リツイート事件

知財高裁平成 30 年 4 月 25 日判決・平成 28 年（ネ）第 10101 号
（原審）東京地裁平成 28 年 9 月 15 日判決・平成 27 年（ワ）第 17928 号

【事案の概要】

職業写真家である X(原告)が自身の撮影した写真を、自身の運営するウェブサイトに掲載した。掲載した写真には©マークや著作者名を記していた。

この X の写真を見た A は X に無断で X のウェブサイトから写真を自身のファイルに保存し、A のツイッターのアカウントに「インラインリンク」²という形で掲載した。

このインラインリンクは、X のウェブサイトへジャンプするリンクではなく、A のツイッター上に画像をそのまま表示するツイッターに於いて一般的な画像の添付方法である。さらに、A のファイルで表示される写真には、X が記載していたはずの©マークや氏名がトリミングにより切り取られているものであった。

このトリミングが行われたことを知らない善意の第三者達、B1、B2(ツイッターユーザー)が A のインラインリンク付きツイートをリツイートした。

これらを見た X は、「ツイートした A だけでなく RT した B1、B2 にも著作権が侵害された」として、ツイートを行った A や、A のツイートをリツイートした B らに対して訴えを起こしたいとは思っているものの、匿名性ゆえにこれらを行った人物が特定できなかった。

人物の特定ができなかった為に、ツイッターの制度、運営、ユーザーの情報管理を行っている法人 Y ら、①twitter japan 株式会社と②ツイッター・インク(米国ツイッター社)を相手に訴えを起こした事例である。

【原告 X の請求内容】

ツイッターのユーザー、A、B1、B2 らの行った行為、発信内容によって、**①著作権(※複製権、※公衆送信権など)、②著作者人格権(※氏名表示権、※同**

² インラインリンクとは、ユーザーの操作を介することなく、リンク元のウェブページが立ち上がった時に、自動的にリンク先のウェブサイトの画面又はこれを構成するファイルが当該ユーザーの端末に送信されて、リンク先のウェブサイトがユーザーの端末上に自動表示されるように設定されたリンクをいう。

同一性保持権)が侵害されたとしてプロバイダ責任制限法に基づき米国ツイッター社、twitterJapan 社に対してユーザー、A、B1、B2 らの発信者情報(メールアドレス)の開示を求めた。

【参考】

著作権	著作者が自己の著作物の複製・発刊・翻訳・興行・上映・放送などに関し、独占的に支配し利益をうける排他的な権利。著作権法によって保護される無体財産権の一種。原則として著作者の死後 50 年間存続する。
複製権	著作物を複製する権利である。著作権法において複製とは、手書き、複写、写真撮影、印刷、録音、録画、パソコンのハードディスクやサーバーへの蓄積その他、どのような方法であれ著作物を形のある物に複製すること（有形的複製）を指す
公衆送信権	著作権者以外の公衆送信行為を規制する権利 公衆送信行為は、著作権法により「公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信」行為と定義される。
著作者人格権	著作物を創作した著作者に認められる人格的利益を保護するための権利である。著作権（著作財産権）とは異なり、一身専属的な権利であるため、他者に譲渡することはできない。公表権・氏名表示権・同一性保持権の 3 種の権利が存在する。
氏名表示権	著作者人格権の一種であり、著作物の公表に際し、著作者の実名や変名を著作者名として表示するかどうかを決定する権利。
同一性保持権	著作者人格権の一種であり、著作物及びその題号につき著作者（著作権者ではない）の意に反して変更、切除その他の改変を禁止することができる権利のことをいう

【適用条文】

第二条一項七の二 公衆送信 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことをいう。

第二条一項九の四 自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自

動的に行うものをいう。

第二条一項九の五 送信可能化 次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようになることをいう。

イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分（以下この号及び第四十七条の五第一項第一号において「公衆送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

第二十三条一項 著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

※本件の争点は【プロバイダ責任制限法4条1項】にかかる請求の趣旨もあるが、今回は著作権法にかかる争点について重点をおいて説明することとする。

【著作権法上の争点※東京地裁平成28年9月15日判決時点】

「Aのツイートを、善意の第三者がリツイートし発信することは公衆送信権の侵害と成り得るか？」

【裁判所の判断 ※東京地裁平成28年9月15日判決時点】

請求一部容認(B1、B2らへの請求は認められず)
Aに対する情報開示の請求の容認

まず、Aの行った行為がXの公衆送信権侵害であることはXとAとの間にも争いがなく、Xの請求であるAの情報の開示を一部認めるとした。

(1)本件リツイートの性質について

『流通情報B1、B2の各URLに流通情報Aのデータは一切送信されず、同URL

からユーザーへの同データの送信も行われていないから、本件リツイート行為は、それ自体として上記データを送信し、またはこれを送信可能化するもので

はなく、公衆送信権の侵害には当たるとはないと解すべきである。』としている。

(2)公衆送信の主体

『本件写真の画像ファイルはツイッターのサーバーに輸入し、これを公衆送信し得る状態を作り出したのは本件アカウントAも使用者であるから、上記送信の主体は同人であるとみるべきものである。(最三小判平成23年1月18日判決まねきTV事件最高裁事件参照)』とし、公衆送信の主体をAだとした。

更に、『ツイッターユーザーにとってリツイートは一般的な利用方法であること、本件リツイート行為により本件リツイートAは形式も内容もそのまま本件アカウントB1B2のタイムラインに表示されており、リツイートであると明示されていることが認められている。そうすると、本件リツイート行為が本件アカウントAの使用者にとって想定外の利用方法であるとは評価できないし、本件リツイート者らが本件写真を表示させることによって利益を得たとも考え難いから、これらの点から本件リツイート者らが自動公衆送信の主体であるとみることはできない。』

(3)結論

このように東京地裁は判示し、米国ツイッター社に対する請求については本件アカウントAの情報一部開示を認め、一方、本件アカウントB1、B2については情報の開示を認めるには至らなかった。また、判決はtwitter japan社はツイッターを運営するものでなく、発信者情報を開示する権限を有していないとしてtwitter japan社への請求を棄却している。

この判決に納得がいかなかったXは第二審の知財高裁に控訴を申し立てた。

【控訴審判決】 ※知財高裁平成30年4月25日判決

請求一部容認

原判決を次の通り変更する。

知財高裁では、第一審で争点となった【公衆送信権】だけではなく、【著作者人格権】【同一性保持権】【氏名表示権】に争点が置かれた。そしてもう一つ、“インラインリンクは著作者人格権を侵害するのか”という点に論点が置かれた。

インラインリンクの仕組み上、リンク先のコンテンツのデータはユーザーのコンピュータに直接送信され、リンク元のサーバーへの送信や蓄積は行われなない。このため一般的には、インラインリンクの設定は、著作権侵害にはならないと考えられてきた。リツイートもインラインリンクの一つであると判断されている。

リツイートによってタイムライン上の写真の表示画像が変更され、また、氏名が消えたが、これらは、リツイートの結果として送信された HTML プログラムなどによって位置や大きさが指定されたためであるなどとして、リツイートしたユーザーが著作権者人格権侵害の主体と判断された。

複製権侵害

複製権侵害の成否については、「本件リツイート行為により著作物のデータが複製されているということはできない。」として、侵害を否定した。

公衆送信権

公衆伝達権侵害の成否については、「ここでいう受信装置がクライアントコンピュータであるとする、その装置を用いて伝達している主体は、そのコンピュータのユーザーであると解され、本件リツイート者らを伝達主体と評価することはできない。主体であるクライアントコンピュータのユーザーが公に伝達しているというべき事情も認め難いから、公衆伝達権の侵害行為自体が認められない。このように公衆伝達権の侵害行為自体が認められないから、その幫助が認められる余地もない。」として、侵害を否定した。

同一性保持権

同一性保持権侵害の成否については、「表示される画像は、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものとして、著作権法2条1項1号にいう著作物ということができるところ、表示するに際して、プログラム等により、位置や大きさなどを指定されたために、本件リツイート者らによって改変されたもので、同一性保持権が侵害されているということが出来る。本件リツイート行為は、本件アカウントAにおいて控訴人に無断で本件写真の画像ファイルを含むツイートが行われたもののリツイート行為であるから、そのような行為に伴う改変が「やむを得ない」改変に当たると認めることはできない。」として、侵害を肯定した。

氏名表示権

氏名表示権侵害の成否については、「控訴人の氏名が表示されなくなったものと認められるから、控訴人は、本件リツイート者らによって、本件リツイート行為により、著作物の公衆への提供又は提示に際し、著作権者名を表示する権利を侵害されたということが出来る。」として、侵害を肯定した。

一審と控訴審の比較※いずれも被告はツイッター社とする

【第一審東京地裁判決】

争点：公衆送信権の侵害

- 一部勝訴
- Aの情報開示に成功
- しかしB1、B2の情報開示には至らず。

原告 X



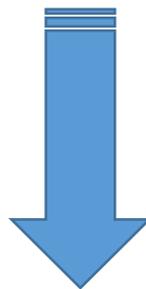
- Xの個人情報開示請求が認められ米国ツイッター社によりメールアドレスと氏名が公表される
- 訴訟後当該ツイートは削除。

A



- 彼らは公衆送信権の主体とは認められずXのB1、B2の個人情報開示請求は棄却された。

B1、B2



【第二審知財高裁判決】

争点：著作者人格権
同一性保持権
氏名表示権
の侵害

- 一審判決より請求範囲拡大
- Aの情報開示に加えB1、B2の情報開示に成功した。

原告 X



- 一審の時と内容変わらず米国ツイッター社による情報開示を行う。

A

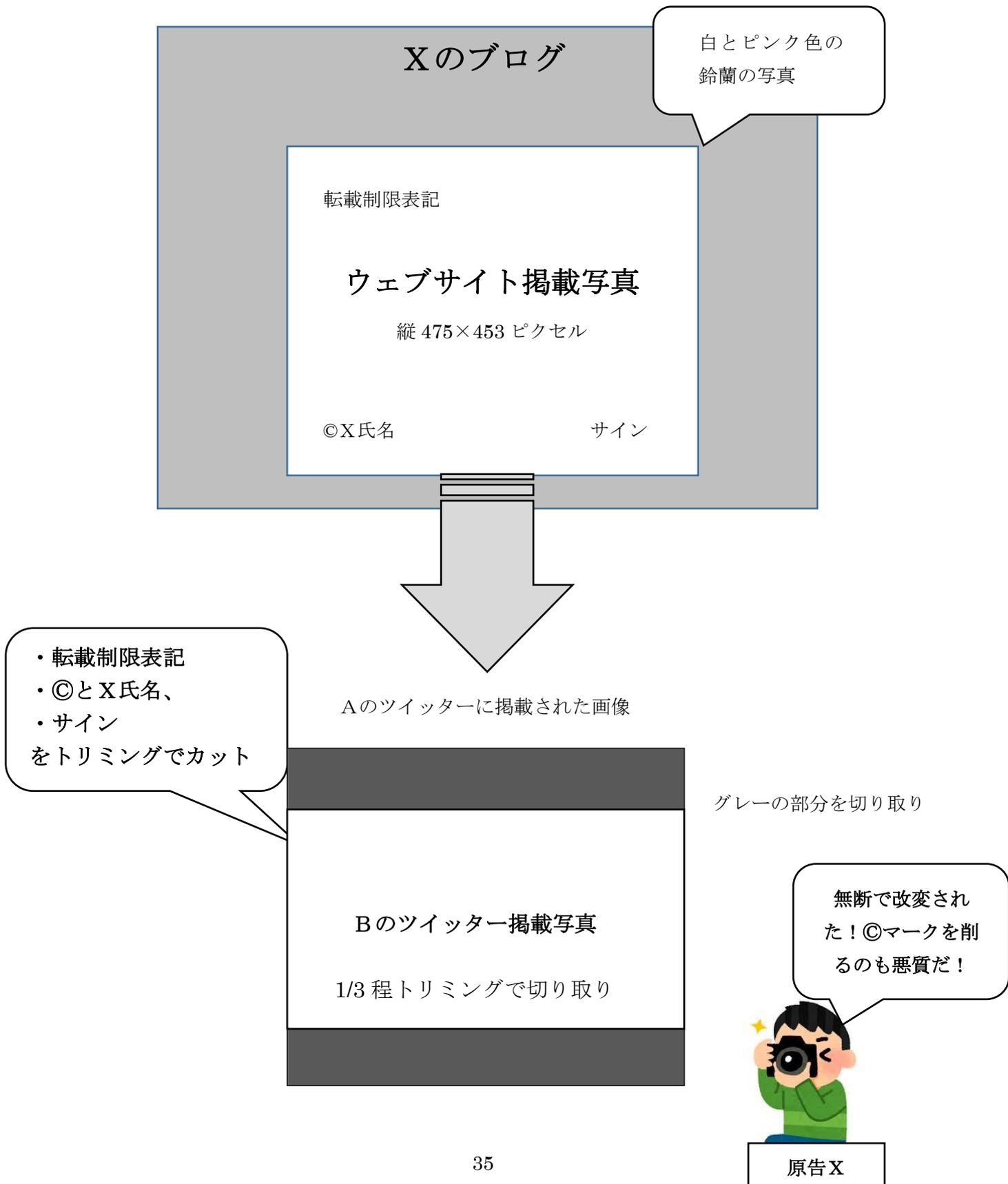


- 二審判決では、一審で争点となった公衆送信権とは打って変わって【著作者人格権】【同一性保持権】【氏名表示権】に争点が置かれこれらについてはB1、B2の行為も侵害に当たるとして知財高裁はB1、B2の個人情報の開示を米国ツイッター社に命じた

B1、B2



【Xのウェブサイト(原本)】





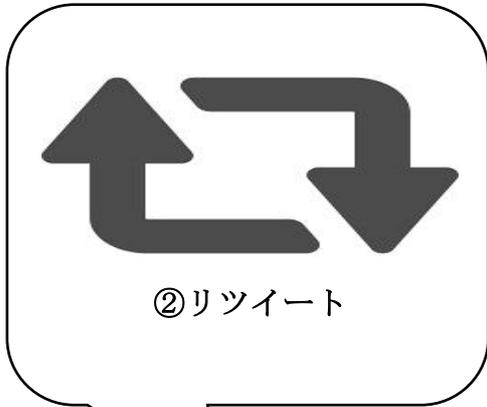
元の表示(ex)

①ツイート



A

Xのウェブサイト画像
を保存、1/3トリミング



②リツイート

いいね～

みんなに拡散しよう



B1、B2

画像改ざんの事実を知らない善意の第
三者達

編集後記

この度は藤田ゼミナールの「模擬裁判～建築外観デザイン事件～」にご来訪いただき、誠にありがとうございます。

模擬裁判とは実際に起きた事件をもとに、架空の事件をつくり、裁判を舞台仕立てにしておこなうものです。今回私たちがお届けした模擬裁判は、著作権を主な争点とする2つの判例を組み合わせたものとなっております。「建築の著作物」と「公衆送信権」を争点とする裁判劇は楽しんで頂けたでしょうか？

私人も法人も広く活用するツールであるツイッターの問題は、若い世代の方々には特に身近に感じる事が出来たかもしれません。模擬裁判を通し、「案外身近に著作権の問題は潜んでいるんだなあ」と、少しでも感じて頂けたなら、作り手冥利に尽きるというものです。

私たち第4期生にとって、演劇はもちろん、訴状や尋問事項書づくりなど、初めてのことばかりで苦勞しました。セリフを覚えることや、劇中で使用する模型作りやホームページ画像の作成、またBGMの用意等々、それぞれ準備に奔走しました。各々得意分野を活かし、1つの目標に向かい、先生や先輩の指導のもとゼミ生みんなで協力して形にすることが出来たことは、かけがえのない経験となりました。

最後に、模擬裁判から知的財産法や著作権など身近な権利に興味を持ち、目を向けて頂けたら幸いです。

藤田晶子ゼミナール第4期生
澤田有里 福井沙希

知的財産法 藤田晶子ゼミナール第4期生